

資料

大気環境

資料 1. 大気汚染に係る環境基準

- ・大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）
- ・二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号）
- ・ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成 9 年 2 月 4 日環境省告示第 4 号）
- ・ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日環境省告示第 68 号）

物 質		環 境 基 準（設定年月日等）	人 体 へ の 主 な 影 響
大 気 汚 染 物 質	二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の1日平均値が、0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間 値が 0.1ppm 以下であること。(S48.5.16 告示)	のどや肺を刺激し、気管支炎 や上気道炎などを起こす
	二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の1日平均値が 0.04 ppm から 0.06ppm までの内又は それ以下であること。(S53.7.11 告示)	
	一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値 の8時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	血液中のヘモグロビンと結びつ き、神経系に影響を与える
	浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間 値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8 告示)	肺胞に沈着し、気管支炎や 上気道炎などを起こす
	光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	目、のどなどを強く刺激する
有 害 大 気 汚 染 物 質	ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	高濃度の曝露により発がん性 が認められる
	トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	高濃度の曝露により神経系 への影響が認められる
	テトラクロロエチレン		
	ジクロロメタン	1年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20 告示)	
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27 告 示)	慢性毒性として発ガン性など が認められる	

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

※ 浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 μm 以下のものをいう。

水環境

資料 2. 人の健康の保護に関する環境基準〈河川・湖沼〉

・水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

項 目		基 準 値	項 目		基 準 値
1	カドミウム	0.003mg/l以下	15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
2	全シアン	検出されないこと	16	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
3	鉛	0.01mg/l以下	17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
4	六価クロム	0.05mg/l以下	18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
5	砒素	0.01mg/l以下	19	チウラム	0.006mg/l以下
6	総水銀	0.0005mg/l以下	20	シマジン	0.003mg/l以下
7	アルキル水銀	検出されないこと	21	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
8	PCB	検出されないこと	22	ベンゼン	0.01mg/l以下
9	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	23	セレン	0.01mg/l以下
10	四塩化炭素	0.002mg/l以下	24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	25	ふっ素	0.8 mg/l以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	26	ほう素	1mg/l以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	27	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下			

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

資料 3. 生活環境の保全に関する環境基準 〈河川〉

・水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

類 型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物学的 酸素要求量 (BOD) mg/l	浮遊物質 (SS) mg/l	溶存酸素量 (DO) mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml
AA	6.5～8.5	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	6.5～8.5	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	6.5～8.5	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	6.5～8.5	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	6.0～8.5	8 以下	100 以下	2 以上	—
E	6.0～8.5	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

資料 4. 生活環境の保全に関する環境基準 <湖沼>

・水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

類 型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD) mg/l	浮遊物質 (SS) mg/l	溶存酸素量 (DO) mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml
AA	6.5~8.5	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下
A	6.5~8.5	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	6.5~8.5	5 以下	15 以下	5 以上	—
C	6.0~8.5	8 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

資料 5. 河川の水質と生物の関係

水 質	すんでいる魚
きれい	イワナ、ヤマメ、サワガニ、カワゲラ、トビゲラ
ややきれい	アユ、オイカワ、シジミ、カゲロウ、カワニナ
やや汚れている	コイ、フナ、タニシ、ヒル、トンボ
汚れている	アメリカザリガニ、イトミミズ、モノアラガイ

岐阜県の「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」では、1日当たりの平均的な排水の量が 50 m³以上の工場や事業場の排水については BOD、SS などの数値について基準が設けられています。

※一部の工場や事業場によっては排水量が 50 m³未満であっても適用を受けるものもあります。

※業種等によって基準値が変わるため、基準値の表は省略しています。

土壤環境

資料 6. 土壤汚染に係る環境基準

・土壤の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月 23 日環境省告示第 46 号）

項 目		環 境 基 準 値
1	カドミウム	検液 1l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下
2	全シアン	検出されないこと
3	有機リン	検出されないこと
4	鉛	検液 1l につき 0.01 mg 以下
5	六価クロム	検液 1l につき 0.05 mg 以下
6	砒素	検液 1l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）については、土壤 1kg につき 15 mg 未満
7	総水銀	検液 1l につき 0.0005 mg 以下
8	アルキル水銀	検出されないこと
9	PCB	検出されないこと
10	銅	農用地（田に限る）において、土壤 1kg につき 125 mg 未満
11	ジクロロメタン	検液 1l につき 0.02 mg 以下
12	四塩化炭素	検液 1l につき 0.002 mg 以下
13	クロロエチレン	検液 1l につき 0.002 mg 以下
14	1,2-ジクロロエタン	検液 1l につき 0.004 mg 以下
15	1,1-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.01 mg 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.04 mg 以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1l につき 1 mg 以下
18	1,1,2 トリクロロエタン	検液 1l につき 0.006 mg 以下
19	トリクロロエチレン	検液 1l につき 0.03 mg 以下
20	テトラクロロエチレン	検液 1l につき 0.01 mg 以下
21	1,3-ジクロロプロペン	検液 1l につき 0.002 mg 以下
22	チウラム	検液 1l につき 0.006 mg 以下
23	シマジン	検液 1l につき 0.003 mg 以下
24	チオベンカルブ	検液 1l につき 0.02 mg 以下
25	ベンゼン	検液 1l につき 0.01 mg 以下
26	セレン	検液 1l につき 0.01 mg 以下
27	ふっ素	検液 1l につき 0.8 mg 以下
28	ほう素	検液 1l につき 1 mg 以下
29	1,4-ジオキサン	検液 1l につき 0.05 mg 以下

ダイオキシン類

資料 7. ダイオキシン類排出基準<大気>

・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号）

施設の種類		新施設の排出基準 (ng-TEQ/ Nm ³)	既設施設の排出基準 (ng-TEQ/ Nm ³)
焼 結 炉		0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5 m ² 以上又は 焼却能力 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2~4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10

資料 8. ダイオキシン類排出基準<水質>

・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号）

特 定 施 設 の 種 類	排出基準 (pg-TEQ/l)
<ul style="list-style-type: none"> ・硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 	10

<ul style="list-style-type: none"> ・亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉(火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設 ・フロン類(CFC 及び HCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設 	10
--	----

騒音・振動

資料 9. 都市計画用途地域と騒音の規制区域（地域類型）

都市計画法に基づく用途地域	騒音の規制区域	振動の規制区域	環境基準の類型
第1種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域	A
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域	第2種区域		B
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
第2種住居地域	第3種区域		第2種区域
準住居地域			
近隣商業地域	第4種区域		
商業地域			
準工業地域			
工業地域			
工業専用地域			

資料 10. 騒音の環境基準

・騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境省告示第64号）
（単位：dB）

区 域	昼間(6～22時)	夜間(22～翌6時)
AA（療養施設等が設置されている地域）	50 以下	40 以下
A	55 以下	45 以下
B		
C	60 以下	50 以下
A区域のうち2車線以上の道路に面する地域	60 以下	55 以下
B区域のうち2車線以上の道路に面する地域	65 以下	60 以下
C区域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線道路に近接する空間	70 以下	65 以下

※ 車線とは、一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行できる帯状の車道部分をいう。

資料 1 1. 特定工場等に係る規制基準

<騒音>

・岐阜県公害防止条例施行規則（昭和 43 年 12 月 24 日規則第 129 号）
（単位：dB）

区 域	昼 間（8～19 時）	朝 夕（6～8 時, 19～23 時）	夜 間（23～翌 6 時）
第 1 種 区 域	50	45	40
第 2 種 区 域	60	50	45
第 3 種 区 域	65	60	50
第 4 種 区 域	70	65	60

<振動>

・岐阜県公害防止条例施行規則（昭和 43 年 12 月 24 日規則第 129 号）
（単位：dB）

区 域	昼 間（8～19 時）	夜 間（19～翌 8 時）
第 1 種 区 域	60	55
第 2 種 区 域	65	60

資料 1 2. 特定建設作業に係る規制基準

<騒音>

・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号）

	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準 値	85dB	〃
作 業 時 刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日 当 り の 作 業 時 間	10 時間／日を超えないこと	14 時間／日を超えないこと
作 業 期 間	連続 6 日を超えないこと	〃
作 業 日	日曜日その他の休日ではないこと	〃

<振動>

・特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（昭和51年11月10日総理府令第58号）

	第1号区域	第2号区域
基準値	75dB	〃
作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当りの作業時間	10時間／日を超えないこと	14時間／日を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	〃
作業日	日曜日その他の休日ではないこと	〃

※ 第1号区域とは、騒音規制法に係る第1種区域～第3種区域、および第4種区域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム敷地の周囲おおむね80mの区域。

※ 第2号区域とは、第1号区域以外の規制区域。

※ 基準値は特定建設作業場所の敷地境界線での値。

資料13. 騒音に係る特定施設

・騒音規制法施行令（昭和43年11月27日政令第324号）

特定施設の種別	規模
1. 金属加工機械	
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。
ロ 製管機械	
ハ ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。
ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。
ト 鍛造機	
チ ワイヤフォーミングマシン	
リ プラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。
ヌ タンブラー	
ル 切断機	砥石(といし)を用いるものに限る。
2. 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
4. 織機	原動機を用いるものに限る。
5. 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。
6. 穀物用製粉機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。

7. 木材加工機械		
イ	ドラムバーカー	
ロ	チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ハ	碎木機	
ニ	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ホ	丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ヘ	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
8. 抄紙機		
9. 印刷機械		原動機を用いるものに限る。
10. 合成樹脂用射出成形機		
11. 鋳造型機		ジョルト式のものに限る。

資料 14. 振動に係る特定施設

・振動規制法施行令（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）

特定施設の種 類		規 模
1. 金属加工機械		
イ	液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ	機械プレス	
ハ	せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。
ニ	鍛造機	
ホ	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。
2. 圧縮機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4. 織機		原動機を用いるものに限る。
5. コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。
6. 木材加工機械		
イ	ドラムバーカー	
ロ	チップパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
7. 印刷機械		原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。
9. 合成樹脂用射出成形機		
10. 鋳造型機		ジョルト式のものに限る。

資料 15. 岐阜県公害防止条例に係る特定施設

・岐阜県公害防止条例施行規則（昭和 43 年 12 月 24 日規則第 129 号）

特定施設の種類		規模
1	金属加工機械研磨機	原動機の定格出力の合計が 15kW 以上であること。
2	空気圧縮機及び送風機	製材工場又は木工工場における原動機の定格出力の合計が 10kW 以上であること。
3	窯業焼成炉用バーナー	燃料の燃焼能力が重油換算の 1 時間当たり 50l 以上であること。
4	繊維機械 撚糸機	原動機を用いるものに限る。
5	紙工機械(コルゲートンゲマシンに限る。)	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
6	合成樹脂用粉碎機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。
7	高速切断機	原動機の定格出力が 2.25kW 以上であること。
8	走行クレーン	
9	クーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75kW 以上であること。
10	冷凍機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
11	タイル成型用プレス	
備考：次に掲げる施設を除く。		
1. 鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置する施設		
2. 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 7 項に規定する電気工作物		
3. ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 2 項に規定するガス工作物		

資料 16. 騒音に係る特定建設作業

・騒音規制法施行令（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）

特定建設作業の種類	
1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 Kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業

7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業

資料17. 振動に係る特定建設作業

・振動規制法施行令(昭和51年10月22日政令第280号)

特定建設作業の種類	
1	くい打機(もんげんを除く)、くい抜機、又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業
2	鉄球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
4	ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)

悪臭

資料18. 特定悪臭物質の規制基準

・岐阜県公害防止条例施行規則(昭和43年12月24日規則第129号)

特定悪臭物質の種類			特定悪臭物質の種類		
		基準値(ppm)			基準値(ppm)
1	アンモニア	1	12	イソバレラルデヒド	0.003
2	メチルメルカプタン	0.002	13	イソブタノール	0.9
3	硫化水素	0.02	14	酢酸エチル	3
4	硫化メチル	0.01	15	メチルイソブチルケトン	1
5	二硫化メチル	0.009	16	トルエン	10
6	トリメチルアミン	0.005	17	スチレン	0.4
7	アセトアルデヒド	0.05	18	キシレン	1
8	プロピオンアルデヒド	0.05	19	プロピオン酸	0.03
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	20	ノルマル酪酸	0.002
10	イソブチルアルデヒド	0.02	21	ノルマル吉草酸	0.0009
11	ノルマルバレラルデヒド	0.009	22	イソ吉草酸	0.001

廃棄物

資料 19. 瑞浪市の廃棄物処理手数料

ごみの種類			価格	一枚当りの価格	
一般廃棄物	生活系	可燃ごみ	指定袋(大)20枚入	740 円	37 円
			指定袋(小)20枚入	450 円	22.5 円
			持込	250 円/50kg	—
		不燃ごみ	指定袋(大)20枚入	860 円	43 円
			指定袋(小)10枚入	258 円	25.8 円
			シール10枚入	860 円	86 円
	持込		160 円/50kg	—	
	粗大ごみ戸別収集・運搬 ^{※1}			2,000 円/350kg	—
	事業系	可燃ごみ持込	440 円/50kg	—	
		不燃ごみ持込	280 円/50kg	—	
※2 産業廃棄物	可燃ごみ持込	500 円/50kg	—		
	不燃ごみ持込	320 円/50kg	—		

※1 65歳以上の高齢者のみの世帯に限る。

※2 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条に規定する承認を受けたものに限る。

資料 20. 有害ごみの種類

有害ごみの種類	有害ごみの出し方	
乾電池 (充電式電池・ボタン型電池を除く)	・拠点回収(各コミュニティセンター、文化センター)	
蛍光管		直管型
		環管型(サークル型)

資料 21. 小型家電リサイクル

	対象品	ごみの出し方
小型家電 (対象品は右記)	デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、携帯映像プレーヤー、電子辞書・電子手帳、外付け内蔵 HDD、ゲーム機及び付属品、桌上計算機、DVD プレーヤー・レコーダー、ワープロ、HDD レコーダー、ビデオデッキ、カーナビ、車用 DVD	・拠点回収(市役所、各コミュニティセンター、文化センター、クリーンセンター)

資料 2.2. 資源ごみの種類

資源ごみの種類			資源ごみの出し方
びん類	リターナブルびん	一升びん(茶・緑)	・資源ごみ集積所
		ビールびん(633ml)	・集団資源回収
		手付きウイスキーびん	・クリーンセンターへ持込
	使い捨て (ワンウェイびん)	無色透明	・資源ごみ集積所
		茶色	・クリーンセンターへ持込
		その他	
金属	アルミ缶		・資源ごみ集積所 ・集団資源回収(アルミ缶のみ) ・クリーンセンターへ持込
	スチール缶		
	缶詰の缶とフタ		
	お菓子の缶		
	芯式の石油ストーブ		・資源ごみ集積所
	自転車(子ども用プラスチックホイール自転車を除く)		・不燃物最終処分場へ持込
プラスチック類	ペットボトル		・資源ごみ集積所 ・クリーンセンターへ持込
	白色発泡トレイ		・資源ごみ集積所 ・拠点回収(市内 14ヶ所) ・不燃物最終処分場、クリーンセンターへ持込
紙類	新聞紙・折込ちらし		・資源ごみ集積所 ・集団資源回収 ・クリーンセンターへ持込 (※ 飲料用紙パック:拠点回収(市内 12ヶ所))
	雑誌類		
	段ボール		
	箱類		
	飲料用紙パック(500ml、1ℓ)		
布類	布・古着		・資源ごみ集積所 ・集団資源回収 ・クリーンセンターへ持込
廃食用油	使用済てんぷら油など		・資源ごみ集積所 ・クリーンセンターへ持込

単位

資料 23. 単位とその意味

単 位	意 味
ppm (ピー・ピー・エム)	100万分の1。
ppb (ピー・ピー・ビー)	10億分の1。
μm (マイクロ・メートル)	100万分の1メートル。
μg (マイクロ・グラム)	100万分の1グラム。
ng (ナノ・グラム)	10億分の1グラム。
pg (ピコ・グラム)	1兆分の1グラム。
MPN/100ml (エム・ピー・エヌ・パー・100ミリ・リットル)	MPN=最確数、most possible numberの略。 測定結果を元に、統計的に導き出した検水100ml中の大腸菌群数。
TEQ (ティー・イー・キュー)	毒性等量。毒性の強さを加味したダイオキシン量。
Nm ³ (ノルマル立方メートル)	0°C、1気圧の状態に換算した気体の体積。
dB (デシベル)	音圧レベルのことをいい、基準音圧 (耳が健常な若い人が聞き取れる最小とされる音の音圧) に対して、何倍の音圧があるかを表す単位。